平成22年度環境モニタリング計画(案)について

1 水質モニタリング計画 (案)

- (1) 平成22年度水質モニタリング計画(案)
 - ①調査地点

別図1及び別図2のとおり

②調査回数及び調査項目

別表(平成22年度水質モニタリング計画表(案))のとおり

(2) 平成21年度計画との変更点 (計画案の詳細)

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加が告示(平成21年11月30日)されたことにより、地下水については、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーを追加し、シス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレン(シス体とトランス体の合計)として調査を行う。表流水については、1,4-ジオキサンを追加して調査を行う。調査回数については、各地点における揮発性有機化合物の調査と同じ回数とする。

また、平成21年までの調査結果を踏まえ、揮発性有機化合物については検出されていないこと、重金属においては環境基準を超えたのは土壌が混入したことによると判断されたことから、一部の地点を除きこれらの調査回数を年4回に見直しすることとする。ダイオキシン類については、これまでの測定結果が十分低くほぼ定量下限未満である地点において年2回とする。

なお、汚染の指標となる塩化物イオンや電気伝導率、pH、また塩化物イオンや電気伝導率とあまり相関のみられないほう素については昨年度と同様の回数で調査を行う。

調査地点	į.	変更項目	調査回 数	変更の理由
全般	地下水	項目追加 ・1, 4-ジオキサン ・塩化ビニルモノマー 項目変更 ・シス-1, 2-ジクロロエ チレン→1, 2-ジクロロ エチレン	各地点 の揮発 性有機 化合物 調査の 回数	環境基準の追加による。
	表流水	項目追加 ・1, 4-ジオキサン		

	アー11 (水質 D ため池) アー14 (水質⑥湧水・遠瀬水源 (休止中))	鉛、砒素	6→4	これまでの検出状況 (ほとんど 検出されず、検出されてもその 値は低いこと) による。
周辺	アー13 (水質②湧水・牧草地) アー17 (放流水支川)	鉛、砒素	6→4 (ア-13) 12→4 (ア-17)	これまでの検出状況 (ほとんど 検出されず、検出されてもその 値は低いこと) による。
河川・湧水等		揮発性有機化合物 (1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 ジクロロメタン、 テトラクロロエチレン、 ベンゼン)	6→4	場内で検出されている項目に ついて年6回調査してきたが、 今まで検出されていないこと による。
	アー22 (熊原川 (飯豊橋))	鉛、砒素	6→4	これまでの検出状況 (ほとんど 検出されず、検出されてもその 値は低いこと) による。
		揮発性有機化合物	6→4	今まで検出されていないこと による。
	アー6 (ラグーン脇 No8 井戸)	鉛、砒素	6→4	18 年度以降は検出されてもろ 液からの検出はなく、今まで環 境基準を超えたのは土壌が混 入したためであることによる。
周辺	アー9(場内西側斜面 No. 15 井戸) アー10(中央谷下流斜面)	鉛、砒素	12-4	遮水壁工事の影響を把握する ために回数を増やした地点で あるが、遮水壁が完成し3年半 経過し、今まで環境基準を超え たのは土壌が混入したためで あることによる。
地下水		揮発性有機化合物 (1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、 テトラクロロエチレン、 ベンゼン)	6→4	場内で検出されている項目に ついて年6回調査してきたが、 今まで検出されていないこと による。
	アー23 (南側県境地下水)	鉛、砒素	12-6	近年の検出状況による。 (18 年度以降の検出では、ろ液
	アー31 (ラグーン上流西地下水)	鉛、砒素	6→4	からの検出がないことから、過 去においても土壌混入の可能 性と考えられる)。

湧水・地下水	ア-13 (水質②湧水・牧草地) ア-14 (水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中)) ア-23 (南側県境地下水) ア-24 (南側牧草地下流地下水) ア-31 (ラグーン上流西地下水)	ダイオキシン類	4→2	これまでの調査から環境基準 に比べて極めて低く、ほぼ定量 下限未満であることによる。
遮水壁内地下水	アー25-2 (県境-6)	揮発性有機化合物 (トルエン、キシレン、 エチルベンゼン含む)	64	岩手県側の遮水壁がない場所 であるが、これまでの検出状況 をふまえて回数を減らす。

2 有害大気汚染物質モニタリング計画(案)

調査地点※	調査回数	調査項目
県境境界(A-1a) 敷地南側(A-1b) 敷地西側(A-1c)	4回/年	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン

[※] 調査地点は別図3のとおり

3 大気汚染物質モニタリング計画(案)

微小粒子状物質に係る環境基準が告示(平成21年9月9日)されたことにより、項目を追加する。微小粒子状物質は健康影響が懸念される物質であり、発生源としてディーゼル排ガス等が考えられていることから、県境産廃運搬車両の周辺への影響調査が目的である大気汚染物質モニタリングに追加することとした。

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区(A-2)	4回/年	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質(追加)、
	(各回連続1週間)	風向、風速、気温、湿度

[※] 調査地点は別図4のとおり

4 騒音振動モニタリング計画(案)

関地区 (A-3) においては、県境車両が通らない地域であり上郷地区(A-2)・田子地区(A-4)のバックグラウンドとして調査を行ってきたが、データが十分蓄積されため調査を廃止することとする。

調査地点 [※]	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2) 田子地区 (A-4)	4回/年	騒音音圧レベル 振動加速度レベル(鉛直方向) 自動車交通量
関地区 (A-3)	4回/年→廃止	

[※] 調査地点は別図4のとおり

					牛	舌環:	境項	Ħ											-	健	身	₹	項		=										要監	:視		その	の他			
			採	р					全 ;	<u>ታ 1</u>	全	金	沿一石	比【	比	総	P [四	1	1	シ			_	1	-	1 均	盖 1	1	ヾしセ	一硝	亜	ふ	ほ		+	ダ		塩			
																			,	,	ス	,		١	, 1 ,	,	. l.	.														
														١.	_				2	1	又 は	3	カー	.		リ゚	1 1	匕,				T-1/					1	チ	л.			
										ド			_	3	素		f	塩	1		1	'	· ·	∋ :	2	ク	, _E	<u> </u>	1		酸	硝						ľ	化	気		
			取																ジ		,	ジ		/	'		1								ル	シ		ル				
			7.											,	_						2	ク					=	=	-			酸			,,,		•	,,,	物			
	No.	測定地点名			0	0		窒	١,	<u> </u>	4	沿	۷			水	c l			ク	1			- -	ן ע		١,	レミ	;	1.	性		2	う			+	ベ		伝	備考	j
	10.	(図番号)						*		`	4	. 0	٦			71	٠				ク			□ <i>1</i>	クー		ין			-	'-						-1	•		14		
			14							-	7			1	ろ								: ا بر	┰┃╹	_ :			티	۲,	ž		性			_	レ	٠.	١.	イ			
			位							_ ·	, I	١.					Ι.	ш			ロエ	プ		٦,,			П			2	90				_	V	ン	ン		***		
									ľ	ל		И	夜	3	夜		1	炭		チ		п	. 2	チー:	- - -		п ′	1 =	۲		窒	窒							ォ	導		
														'					_			ペ	タ		ב שלו	レ	I -	7 +	,			1-					ン	ゼ				
																			^		ン	^		؛ ا	שׁ [-	9	. 1 '														
	_		置	Н	_	D	_	素	燐 .	4 :	<u>ン</u>	`	—	表	_			素	ン	_	*	ン	ン!	ン :	ز ز	ン	ン	د ا	/ :	ノン	素	275	-/5	素	ン	ン	類	ン	_	率	└	
		水質 E 堰堤 ヒューム管 (アー3)	表流水	4	4	4	4	4	_	_	_	4	_	4	_	_		4	-		4	4	-+	4 4		_	4 4	4 4	-	4 4	4	+	4	4	4		4	_	4	4	↓	
		堰堤下流南側No. 12井戸(アー8)	地下水	4						2	2 .	4 4	4	4	4	2		2		_		2		4 :	_		2 4	4 4		4 2	2	2	2	4	2	2	2	2	4	4		
, Jan.	_	県境-1(ア-25)	地下水	6							_				_		_	6				6			_		6 (_		5	_				6	6		6			├ ──	
水		県境-2(ア-26)	地下水	4												_		4	4	4	4	4	4	4 4	4	4	4 4	4 4	_	4	-	-			4	4		4	_			
壁内		県境-3(ア-27)	地下水	4														4	4	4	4	4	4	4 4	4	4	4 4	4 4		4	_				4	4		4				
1/3		県境-4(アー28)	地下水	4														4	4	4	<u></u> +	4	4				4 4	4 4	<u>. </u>	4					4	4		4	4			
1 .		県境-5(アー29)	地下水	4													-	4	4	4	4	4	4	4 4	4	4	4 4	4 4	1 4	4					4	4		4				
		県境-6(ア-25-2)	地下水	6							_	_			_		_	4	4	4	4	4	4	4 '	4	4	4 4	4 4	1 4	4					4	4		4	6			
	_	ラグーン脇No.8井戸(アー6)	地下水								_ -	4 4	4	4	4			2	4	4	4	2	4	4		2	2 4	4 4	1 4	4 2	2	+	2	12	2	2	2	2		12		
	_	場内西側斜面No. 15井戸(アー9)		12							_	<u>. </u>	4	4	4		_	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 4	4	4 4	4	4	4	12	4	4	4	4	_	12		
1 1	_	中央谷下流斜面(アー10)	地下水	12								4 4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 4	4 4	4	4 4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12		
	_	水質 D ため池(アー11)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	6	6	6	4	6	6 4	4	4	4	6	5 (5 4	4	4	4	6	2	2	4	2	6	6	L	
	_	水質①境沢末端(飯豊集落)(アー12)	表流水	4	1	1	1	1	1		_	1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1]	1	1 1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	L	
	_	水質②湧水・牧草地(アー13)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6		
		水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中)(アー14)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	4	4	4	4	4	4 4	4	4	4	4	1 4	4 4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6		
周	_	放流支川下流(アー17)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 4	4	4	4	6	2	2	4	2	12	12		
辺	17	杉倉川上流(BG)(アー18)	表流水	4	1	1	1	1	1			4		4				1	4	4	4	1	4	4	1	1	1	4	4	4 1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	4		
~	18	杉倉川下流(アー19)	表流水	4	1	1	1	1	1			4		4				1	4	4	4	1	4	4	1	1	1	4	1 4	4 1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	4		
	19	境沢中流(アー20)	表流水	6	4	4	4	4	4			6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5 (5 4	4	4	4	6	4	4	4	4	6	6		
	20	境沢県境(アー21)	表流水	12	4	4	4	4	4			6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	(5 (5 4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12		
	21	熊原川(飯豊橋)(アー22)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	4	4	4	4	4	4 4	4	4	4		4 4	4 4	4	4	4	6	4	4		4	6	6		
	22 j	南側県境地下水(アー23)	地下水	12								6 (6	6	6			12	12	12	12	12	12	12 1	12 1	12 1	12 1	2 1	2 1	2 4	4	4	4	12	2	2	2	2	12	12		
	23 j	南側牧草地下流地下水(アー24)	地下水	4								4 4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4		
	24	ラグーン上流西地下水(アー31)	地下水	6								4 4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 4	4 4	1 4	4 4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6		
	25	新水道水源(アー32)	表流水	3	1	1	1	1	1			3		3				1	3	3	3	1	3	3	1	1	1	3	3	3 1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	3	水道項目1回]/年

表中の数字は調査回数。「1」は8月、「2」は8,12月、「3」は5,8,10月、「4」は5,8,10,12月、「6」は5,7,8,10,12,2月に実施(鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)を除く)。鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)については、通常の分析で検出された場合のみ、メンブランフィルター(孔径0.45μm)でろ過した後のろ液について分析を実施。

ア-25~25-2 (No. 3~8) の地下水位及び電気伝導率は常時監視。ア-22 (No. 21) のダイオキシン類については、八戸圏域水道企業団が実施。

アー32 (No. 25) については、水道水質基準50項目のうち、消毒副生成物に係る10項目及び味を除く39項目について、1回/年の調査を12月に実施。

ア-33~36 (No.26~29) については、12月に実施

※表流水についてはシス1, 2-ジクロロエチレンを、地下水については1, 2-ジクロロエチレン(シスとトランスの和)とする。